



報道発表資料

山形労働局 発表
平成 30 年 10 月 23 日 (火)

報道関係者各位

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 櫻井 治 賃金指導官 滝川 純子
当	電話 023-624-8224 FAX 023-624-8345

山形県特定（産業別）最低賃金引上げ —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみ あきら}山上 朗 弁護士）は、10 月 23 日（火）、地域別最低賃金（山形県は 763 円（10 月 1 日発効））を上回る額で設定される 4 つの山形県特定（産業別）最低賃金（時間額）を、別表のとおり、いずれも 21 円引上げるよう山形労働局長（局長：^{にわやまよしひろ}庭山佳宏）に答申しました。

今後、山形労働局は、答申内容の公示等の諸手続きを経て、本年 12 月 25 日（火）から効力が発生する予定です。

(別表)

特定最低賃金の件名	改正時間額（改正前）	引上げ額（引上げ率）
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業（一般産業用機械・装置等製造業）	837円（816）	21円（2.57%）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（電気機械器具等製造業）	821円（800）	21円（2.63%）
自動車・同附属品製造業	836円（815）	21円（2.58%）
自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）	840円（819）	21円（2.56%）

(参考) 別添 特定最低賃金について